

青森市環境審議会の部会の設置について

(参考) 青森市環境審議会の所管事項

青森市環境審議会は、青森市環境基本条例（以下、条例という。）（※参考資料 1 のとおり）の規定に基づき、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を調査審議するため設置するもの。

《所管事項》 ※条例第 22 条第 1 項に規定

環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を調査審議

▼主な審議事項

- ・ 環境基本計画の策定・改定に係る調査審議
- ・ その他の環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項 など

青森市環境審議会の部会の設置について（事務局案）

条例第 25 条第 1 項の規定により、部会を置くことができるとしており、審議会での審議事項のうち、専門的な内容を個別に審議するため、以下のとおり、事務局から部会の設置について提案する。

《部会（案）》 ※カッコ書きは主な審議事項。

○地球温暖化対策部会

所管事項：地球温暖化対策に関する事項

（地球温暖化対策実行計画の策定・改定に係る調査審議など）

○環境保全部会

所管事項：環境保全に関する事項

（環境影響評価法に基づく事業者の事業計画に対する市の意見を整理するための意見聴取など）